**L-1 ビザガイダンスシート**

**概要:**

L-1 ビザにより、主要従業員を特定の資本関係のある外国企業から関連米国企業へ一時的に派遣することが容易になります。その主な目的は、多国籍企業が特定のスキル、知識、または幹部/管理職を持つ人材を米国のオフィスに異動させることを可能にするものです。このビザは、企業が継続性を維持し、専門的なスキルを活用したり、米国でのプレゼンスを確立または拡大するための過程を合理化させることができます。

**適格性:**

* 派遣従業員の資格:

1。マネージャー/エグゼクティブの役割: L-1A ビザを求める個人は、管理職または役員職に就く必要があります。これには、会社の重要な機能または主要なコンポーネントを監督することが含まれます。

2。専門的な知識: L-1B ビザの場合、従業員は会社の業務に不可欠な専門知識を持っていなければなりません。この知識は、業界内で高度または顕著なものでなければなりません。

* 会社関係:

米国企業と外国企業は、親/子会社、支店、または関連会社などの特定の資本関係があることを証明する必要があります。これにより、企業内移転の真の必要性が保証されます。

**雇用主の資格:**

雇用主が従業員のために L-1 ビザを申請するには（一例として）:

* 米国企業は、米国内にオフィスや施設などの物理的な存在を持つ法人でなければなりません。
* 雇用主は、通常、組織図、財務関連書類、米国と外国企業の資本関係を証明証拠等を提出することで会社の存在や会社関係を証明することになります。

**L-1A 対 L-1B:**

* L-1A: 外国企業におけるマネージャーまたは幹部職員に対するもので、米国においては業務の監督、専門チームの管理、また重要な機能を指揮することを主な米国内業務とするポジションにつく場合が該当します。
* L-1B: 企業固有の製品、サービス、プロセス、方法論などの専門知識を持つ従業員が、それら知識を活かす米国ポジションにつく場合が該当します。

**延長期間:**

* L-1A ビザ保持者は、最初3 年の許可、最長 7 年間延長が可能です。
* L-1B ビザ保持者は、最初3 年の許可、最長 5 年間延長が可能です。
* アメリカの会社が会社設立1年未満の場合は、最初は1年のみの許可に留まります。

**L-1の利点:**

* 配偶者の労働許可: L-1 ビザ保持者の配偶者（L-2S ビザ保有者）は、米国での就労許可が自動的に与えられます。
* 年間発給上限なし: H-1Bビザとうと異なり、発行される L-1 ビザの数に年間上限枠はありません。
* グリーンカード取得への道筋: L-1A ビザ保有者は、EB-1C 移民ビザカテゴリーを通じて労働局PERM申請を免除の上でのグリーンカード（永住権）申請が可能となります。

**他のビザの種類と比較した欠点:**

* 厳格な基準: 対象となる企業内で特定の役割を持つ従業員（マネージャー、幹部、または専門知識を持つ従業員）に限定されます。
* 国際企業間での派遣のみ: 一部の就労ビザとは異なり、L-1 ビザは、特定の資本関係ある企業間で異動する従業員に限定されます。
* L-1B 保有者の永住権取得への限定的な道筋: 上記の通り、L-1A ビザ保有者が持つ利点とは異なり、 L-1B ビザ保有者に対しては、その利点がありません。

***注意:*** このガイダンスシートは、L-1 ビザ申請プロセスの概要となりますが、申請者は常に公式の USCIS ガイドラインを参照の上、ケース固有の事項については法的助言を求める必要がございます。